

平成29年度 不動産コンサルティング研修テキスト 【正誤表】

(平成29年10月30日現在)

対象ページ		箇所	【誤】	【正】
第1分冊 事業実務編	P. 94	ページ下部・*1の小規模宅地の評価減、四角囲み内「(ア)甲地」の計算式部分	$150,000\text{千円} \times 300\text{m}^2 \times 80\% = 120,000\text{千円}$	$150,000\text{千円} \times 80\% = 120,000\text{千円}$ (限度面積330m ² であり、300m ² の対象地全体で適用可能)
同上	P. 123	(1) 物納制度の概要 「A. 物納制度とは」	「物納の順位」の表(第1・第2順位 他)	枠外の下記の表(※)に差替え。
第1分冊 税制編	P. 277	不動産取得税の軽減の特例の要件、 「中古住宅の建物」の部分	・次のいずれかに該当すること ア. <u>築年数が20年以内(一定の非木造住宅は25年以内)</u> イ. ~ エ.	アの要件を全文削除。 (現行制度の要件にはない)

※ 物納の順位(正)

順位	物納に充てることのできる財産
第1順位	不動産、船舶、国債証券、地方債証券、 <u>上場株式等</u>
第2順位	<u>非上場株式等</u>
第3順位	動産
<p>(備考) <u>不動産や株式のうち「物納劣後財産」に該当するものは他に物納に充てるべき適当な財産がない場合に限り物納できる。</u></p>	